

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	櫻島埠頭株式会社			コード	9353
提出日	2021/3/31	異動（予定）日	2021/4/1		
独立役員届出書の提出理由	2021/3/31付の当社監査役辞任に伴い、法令に定める監査役の員数を欠くことから、江川 忠利氏が2021/4/1付で社外監査役に就任するため				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	五十嵐 英男	社外取締役	○							△								有
2	種村 泰一	社外取締役	○										○					有
3	遠藤 眞廣	社外監査役	○										△					有
4	川下 晴久	社外監査役	○							△								有
5	江川 忠利	社外監査役								△							新任	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役の五十嵐英男氏は、過去において当社の主要な取引先となる大阪市港湾局の局長を務めておりました。	社外取締役の五十嵐英男氏は、大阪港タグセンター事業協同組合の理事長であります。同組合との間には、タグボートの使用に係る営業取引があり、2020年3月期における取引金額は5,086千円であります。なお、同組合と当社の間には資本関係はありません。また、同氏は過去において当社が事業用地を賃借している大阪市港湾局の局長を務めておりましたが、2004年に退職しており、大阪市港湾局との関係はありません。これらのことから同氏の独立性は十分に確保されており、独立役員として指定しております。
2	社外取締役の種村泰一氏は、現在において当社が顧問契約を締結いたしております中之島中央法律事務所所属している弁護士であります。	社外取締役の種村泰一氏は、当社が顧問契約を締結いたしております中之島中央法律事務所所属している弁護士であります。同事務所との間に弁護士委託に係る報酬があり、2020年3月期における報酬金額は917千円であります。なお、同事務所との契約は法律的な助言を得ることを主たる内容とするものであることから、同氏についても独立性が十分に確保されており、独立役員として指定しております。
3	社外監査役の遠藤眞廣氏は、過去において当社の会計監査人である新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）に在籍し、当社を担当しておりました。	社外監査役の遠藤眞廣氏は、2007年に新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）を退職し、独立して会計士事務所を開設されております。同事務所と当社との間に関係はなく、同氏は独立性が十分に確保されていることから独立役員として指定しております。
4	社外監査役の川下晴久氏は、当社の主要な取引先となる株式会社日本政策投資銀行の出身者であります。	社外監査役の川下晴久氏は、過去に当社の取引銀行である株式会社日本政策投資銀行の執行役員等を歴任しておりますが、同氏は2013年に同行を退職しております。なお、2020年3月末現在、同行の借入金残高割合は13%となりますが、当社は複数の金融機関と継続的かつ良好な取引関係にあり、同行を主に設備投資資金の調達先の一つと位置付けております。したがって、事業活動や経営判断において、同行から制約等を受けることはないと認識しております。同氏は株式会社日本政策投資銀行が主要株主となっている日本空港ビルディング株式会社の常務取締役執行役員に就任されておりますが、当社と同社との間には資本関係または取引関係その他利害関係はありません。かつ、同社から制約等を受けることはないと認識していることから独立役員として指定しております。
5	社外監査役の江川忠利氏は、当社の主要な取引先となる大阪市港湾局の出身者であります。	

4. 補足説明

当社は取締役及び監査役の資質について独立性基準を定めており、この基準を満たす者を選任しております。独立性基準につきましては、インターネット上の当社ホームページ（ http://www.sakurajima-futo.co.jp/ ）に掲載しております。
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。